

第2回大分県観光振興財源検討会議 委員意見

日時：令和7年7月22日10時～12時

場所：県庁舎本館7階 71会議室

項目	No	発言要旨
はじめに	1	・ 前回の会議で、振興財源を考えていく場合には3つのテーマを相互に行ったり来たりしながら検討していくと話をしたところ。どういう「事業」をどういう「財源」で、誰にどういう「負担」を求めるか。 ・ 本日の会議では、どういう「事業」するのか、どういう「財源」で賄っていくかの2つで基本的なご意見をいただきたい。 ・ 資料にある宿泊事業者との意見交換会については、本日の議題と重なるところもあるが、超えている部分もある。基本的には「事業」、「財源」について意見を。どうしても気になる意見があれば、言及をいただきたい。
(1) 観光振興の財政需要について	2	・ 事務局からの資料では、今後必要となる新たな財政需要として30億円と整理をしている。観光の定義をどう捉えるかは、なかなか難しいが、整理をするということではいい資料になっている。 ・ 使途の優先順位について。DMOの推進に対して、新しい財源をあてて、観光を推進していくというのも納得。 ・ 財源種別について様々ある中で、宿泊税は新たな財源として、まず大きな問題もなく、取り組めるものではないかと考える。 ・ 他の自治体においては、宿泊税は普通税じゃないかという議論もあるが、詰めていくと、現段階において、地方自治体で観光の特定財源で取り組むには、やはり目的税として整理すべきではないかと考える。
(2) 観光振興のための財源について	3	・ 非常に難しい問題だと思う。意見交換会の参加者200名だが、300名になったとしても300名分の話が出てくると思う。 ・ 税金は「なければ無い方がいい」。宿泊税は、宿泊事業者にとってみると預かる手間が増えるため「なければない方がいい」というのがごく純粋な気持ち。 ・ ただ、おんせん県おおいたの観光振興の財源として必要性を考えると、全面的に「宿泊税でいきましょう」ということでいいのではないかな。 ・ いっぺんにやるというのは難しいと思うの。全国の他の事例をみても、段階的にやるなど、金額に幅を持たせているものもある
(3) 宿泊事業者との意見交換会結果について	4	・ 別府市で入湯税の超過課税を議論した際、なんのために使うのかという目的を整理する前に、「やってはいけないこと」を議論した。例えば、今まで使っていた事業への充当や単年度のイベントへの充当等をNGとした。 ・ 別府は、温泉が重要な観光資源であり、環境マネジメントのためにまず使った。入湯税の超過課税分を使って、5年間かけて温泉の調査を行い、アボイドエリア（温泉を掘ってはいけない区域）の拡大等に取り組んだ。 ・ 今回の大分県においても、環境整備など、国の予算で賄えないところにあてて守っていくことが必要である一方、一時的・一過性のものには充てるべきではない。そういったことを議論していきたい。その中で、財源のあり方が出てくると思う。 ・ 超過課税の時には、複数年度でやるべき事業が多いことから、基金として積み上げ、次の年度に残していけるような形がいいのではという話をした。 ・ また、使途の部分では人が大切であり、ツーリズムおおいたの改革が一丁目一番地だと思う。そのためにビジョン、行動指針、理念をボトムアップでつくりあげていく作業が必要。税の使途もその指針等に基づいて使途を決定していくことが必要。 ・ 別府市、由布市等の市町村との配分バランスは、先々出てくると思う。

5	・何に使うのかを明らかにしてください、というのが意見交換で出た意見の多数だったと思う。 ・宿泊税、法定外目的税。何かの目的に特化して使っていく税制度。普通税ではないということから考えていく必要があるのではないか。 ・「こういうことには使わない。」というものも定めるべきではないかと思う。従来の施策の延長ではなく、大分県の観光のために必要なものに限って充当していく必要があろうかと思う。 ・また、財源としては、基金のようなものを積み立てて、使い道がわかるものにしていく必要がある。
6	・地域で伝統的に続けてきたお祭りは、どんな小さい街にもある。少しでもいいから観光振興財源から支援するような措置があれば、観光振興についての住民の理解が進むと思う。 ・また、ホテル旅館の現場では、人手不足に苦勞しており、そのあたりの支援も必要。インバウンドの方、入湯税を払うときにクレジットカードを出されたりもする。 ・ホテル・旅館は、入湯税があるから抵抗はないが、小さいところ、最近はいったところ、民泊など、そこでお金をお客さんからもらえずにということはあるのではないかと考えている。
7	・九州、大分が、最近宿泊が落ちている。落ちているのはわかるが、なぜ落ちているか、その後どうしていけばいいか、そのあたりの分析と対策が重要。こういうことをしっかり出来るようになるためには、DMOの専門性強化が必要。 ・新たなことをしていくために新たな財源が必要で、宿泊税が妥当。温泉施設しか対象にならない入湯税ではできない。民泊含め、宿泊された方にちゃんとお支払いをしていただくことが必要。 ・先ほど委員の発言にあった、「使えないものを決める」のはいいなと思った。入湯税はなんでも使えるようになっている。使うものに加えて、使えないものを明確にしていくことが重要。 ・一方で、湯布院の中でも、宿泊税のことはまだ知られていない。丁寧に話をすることによって、考えが変わってくると思う。観光を取り巻く状況もどんどん変わっていく。そういう速度の中で対応していくことが必要。
8	・大分商工会議所の観光飲食部会の部会長をしている。先日、大分市ホテル旅館組合から、組合として反対と電話がかかってきたのでこの場でお伝えしたい。 ・観光振興のための事業が、どんなふうに宿泊業にとって有用なのか」話をしていくことが必要と考える。 ・私は、財源については宿泊税が適当ではないかと考える。 ・話を聞いていると、DMOは大事だと思うが、プロモーションなど、観光客が増えたことが実感できるような施策も必要では。 ・反対意見もあると思うが、「プラスになる」というイメージが持てるように、推進していただきたい。
9	・大分県で宿泊税を入れた場合、県民も増税になるのがポイントだと思っている。県民も含めて、宿泊税がはいることがプラスになる実感が必要。 ・もっと楽しく観光してもらおう。もっと観光で大分県が華やいでいく。もっとプラスになるという事業内容をつくるべき。そのためには宿泊税がいいと思う。 ・使い道として、提案したいのは、旅行者とDMOをむすぶデジタルプラットフォーム。地域通貨決済、予約ができるアプリなど、以下、メリットを述べる。 1 データをとれる。どういう人がどこでいくらつかったかわかる施策をデータで把握して検証できるように。アンケートではなく、デジタルでわかる

		ツールを。 2 アプリがあれば予約手配ができる。宿泊から交通手段、施設や体験まで。県民は安い、県外は高いなどの施策もできる。県民割引キャンペーン。宿泊税ポイントかえっていくるなども。 3 ロイヤリティをカウントできる。大分県の旅行が10回目など、ファンやリピーターがわかる。12市町村いった人は「大分県マスター」など。 4 日常生活でも使える。ハチペイ（渋谷区）のようなゲーム性がある仕組みもできる。 5 データでPDCAをまわせる。そうなってくると、DMOとして面白い施策ができる、正しいことができる。そうなると、若くて優秀な人がくる。そういうところで働きたいという人がくると思う。
	10	- 資料について、新たに必要となる観光振興施策、新たな需要、概ね妥当なもので、よくまとまとまったものと思う。 「マーケティング」というのは、どうしてもふわふわしたものになる。財源をつけるとしたら、売る・商流に結びつくというところまで見据えた事業にしっかりつけていくということが必要。 - 他には、宿泊事業者の方々の強化、レジリエンスの確保が重要。宿泊施設のDX支援が入っているのはいいこと。DX入らないとスピード感をもって対応することができない。 - また、宿泊の飲食部門を地域に開放するような、観光地としての強みづくりに一歩進めるような取組や、複数の施設が連携して広域研修を行うなど。ニーズをよく聞き、そこを強化するところにも事業費を割いて行ったらどうか。 - さらには、違法民泊への対応も想定される。 - その上で、財源としては、まず宿泊税が適当ではないか、宿泊行為という課税対象が明確。導入する地域が増えてきており、他の地域から学ぶこともできる。 - 他の地域では、宿泊税を入れても、日帰り客に負担いただく手段はないのか。技術的にできることはないか。など検討しているところもある。 - また、税率については、負担が公平な定率制が望ましいと考える。 - 宿泊税と入湯税の役割分担も大事かと思う。 - 大分県は農泊が多い。教育旅行の免税を設けるかどうかも重要なポイント。
まとめ	1	これまでの議論について、おおむねこういうような傾向というものをまとめる。 (1) 事業 - 事務局から用意された事業は、新たな財源を用いて実行すべき事業である。新たに取り組む事業、あるいは従前の事業を拡充するもの。既存事業の財源に充てるのではなく、新しい事業展開に充当すべきというのが基本的な理解。 - 細部は地域の状況を考えてさらに整備をしていく。 (2) 財源 - 財政需要としてさまざまな重要を積み上げると平年14億円規模になるというのが一つの考え方。状況によって上限することもあるが。トータルでこのくらい必要という理解。 - この次の会議で集中して議論していくのは、新たな財源の負担構造。トータルの金額はいくらくらいになるか。差し当たり、今日の段階では事務局では30億、平年で14億だった。一応この金額に留意する必要がある。 (3) 負担 - 財源の負担について、求める理由・根拠の整理をした。訪れる観光客が増えることによって、県として仕事が増えるから負担を求める「原因者負担」。観光に訪れてくれる人が満足してもらえるような施策を実施するため、一定の負担をしていただく「受益者負担」。ここをどういうふうに考えるか。

		・共通しているのは、観光振興財源の種類として、宿泊税で負担をお願いしようというのは、この会議ではほぼ異論のないことではないかと思う。新たな観光を推進し、それをどのような税源の種類で求めるかということには、「目的税としての宿泊税」になるのではないか。
追加発言	2	・行政主導で観光を推進してきたつけがきている。本県の観光予算は非常に少ない。 ・観光の定義も様々。宮崎では野球場整備が観光の予算になっていたりもする。
	3	・基本的にこの財源を確保してどんなことが出来るかというのがポイントだと思う。 ・熱量、エネルギーがいる仕事。この中には「人」が最終的に関わっていく。 ・宿泊税という話だけすると、湯布院と別府だけという話になる。足並みをそろえていくというのが基本的に大事になる。 ・オーバーツーリズムが無縁な地域は非常に苦しんでいる。県の観光の取組に色々言うと思うが、期待もしているし、前向きに検討していると思う。
	4	・ツーリズムおおいの組織をどうしていくか。持続性がなかなか。リーダーシップを発揮して音頭をとっていく。データにしてもなんにしても、シンクタンク機能が大切。こういうことをやりたいので、財源に使わせて欲しい。組織のあり方、ビジョン・理念も大切。出向で人がかわる。3年から5年、人がかわる。どういう人材が必要か、示して、成果をだしてもらい、成果が出ない時は次へ。そういうことが出来る新しい組織づくりをやっていくことが重要。 ・財源の配分では、別府市、由布市等市町村との塩梅もでてる。そこらへん含めて引き続きお願いしたい。
	1	・観光振興財源として考えていく際には基本的に宿泊税だと思う。 ・次はどういうふうな制度設計をするのか。課税免除や免税点をつくるのかつくらないのか、定額・定率にするのか等。最終的にはそこが重要な問題になりうる。次はより内容を深めていくことができれば。 ・いい形で大分の観光をもっと進めていくために、宿泊税が適切。そこは、本日の会議で基本的な了解を頂戴したと頂いている。
	10	・観光振興財源の「観光」という言葉には定義がない。旅行という言葉に変えると、余暇やレジャーのイメージで、ビジネス目的の滞在は外れる。「ツーリズム」は、旅の目的を全て含んでいる。旅行のイメージでいくと、ビジネス客からとるのかという反対意見は、「観光」だと出てくるのかなと思う。 ・宿泊税として入れるとしたら、使途の明確化は必須。どの事業にいくら充当してやっていくか、どういうプロセスで、どう決めていくかも議論していくべき。実際の現場で、どのように透明性高く使途がきまっていくかというプロセスは、明確にされていない場合が多い。なるべく明確にしていってほしい。 ・あとは、導入のビフォーアフター、前後でどういう変化があったか、評価をしていく。導入して使途決定の仕組みを作って終わりではなく、育てていく仕組みを今から考えていく必要がある。

追加意見・最終まとめ	1	・先行自治体が相当数ある。一番最初に導入した東京都が、宿泊税を導入する際に参考にしたのが、半分推測だが、おそらく入湯税ではないか。 ・入湯税は法定目的税で、温泉地域の施設や環境衛生施設整備や観光振興目的使うための税として地方税法に組み込まれている。 ・温泉があるのは都市部というよりは山間部地域。山間部地域の税収はあまり十分ではない。山間地域に温泉に入りに行くようなお客は、一定程度財力に余裕があるだろう。それならば、入湯するタイミングで地域の財政を補充するくらいのことはしたらいいでしょう、というのが元々の発想。 ・入湯税は、一泊5千円に泊まろうが10万円に泊まろうが金額は同じ150円。その理屈は、少なくとも文書の上でははっきりしていない。 ・宿泊税・入湯税は、宿泊する人の支払い能力（消費能力）に目をつける。その地域で宿泊して観光する人は、何もその宿泊料金のみを払うわけではなく、その地域で美味しいものを食べたり、観光で見て回ったりする。そうすると、例えば、3万円くらいの消費能力がある人には、せめて150円くらい負担いただく。おそらくそういう組み立てをしたんだろうと思う。 ・つまり、宿泊料金には目をつけないで、その人が地域において宿泊する消費能力に目をつけるという組み立てをすると標準税率150円というのは説明できる。おそらく、宿泊税もそういう考えはできる。 ・そうすると、地域での消費能力に目をつけているんだから、宿泊目的は問わない。病気療養のために温泉地に泊まろうが、ビジネス目的、観光目的で止まろうが、問わない。 ・税の乾いた論理でいくと、目的は問わない、という考えになる。ただ、これはあくまで税金の論理なので、「目的を問わないといっても、修学旅行はさすがに。」「一泊2,000円の宿泊で200円くれというのはいくらなんでも。」という考えもある。こういった政策判断もありうる。 ・理屈だけでいうと、入湯税や宿泊税というのは、実際に宿泊する人の消費能力に目をつけて、本来は村役場に直接払っていかないといけないんだけど、便利がわるい。お手数だけど、宿泊事業者に特別徴収義務を負ってもらい、宿が行政に成り代わって徴収をしてもらう。 ・そうすると、納税義務者はあくまで消費者。消費者が払わないというのはありえない。中には「なんで払わないといけないのか」と仰る人もいらっしゃるって、泣く泣く宿泊事業者が負担を負うケースもあり得るけれども、そこはちゃんと行政や事業者が説明することがうまくいけば、納得してもらえらるだろう。 ・そのあたりの税の論理。面白い話ではないが、税の論理をしっかりと組み立てていく必要がある。絶えず立ち返って論理構築をしないとどこかで足を掬われる。宿泊事業者の意見の中には、漠然とした不安がある。税の論理は難しいところあるが、そういう点も丁寧な説明を考慮いただければ。 ・大分の観光をもっといいものにしたい、それを進めていくために新たな財源が必要。その財源として考える場合は、宿泊税が適切だという了解を頂戴できたと思う。この次はどういうような制度設計をするかという議論になる。税率、免税点、課税免除、いろんな議論がある。最終的には重要な問題になりうる。
------------	---	--